

窓口のワンストップサービスが始まります

市民課 ☎66♦1109

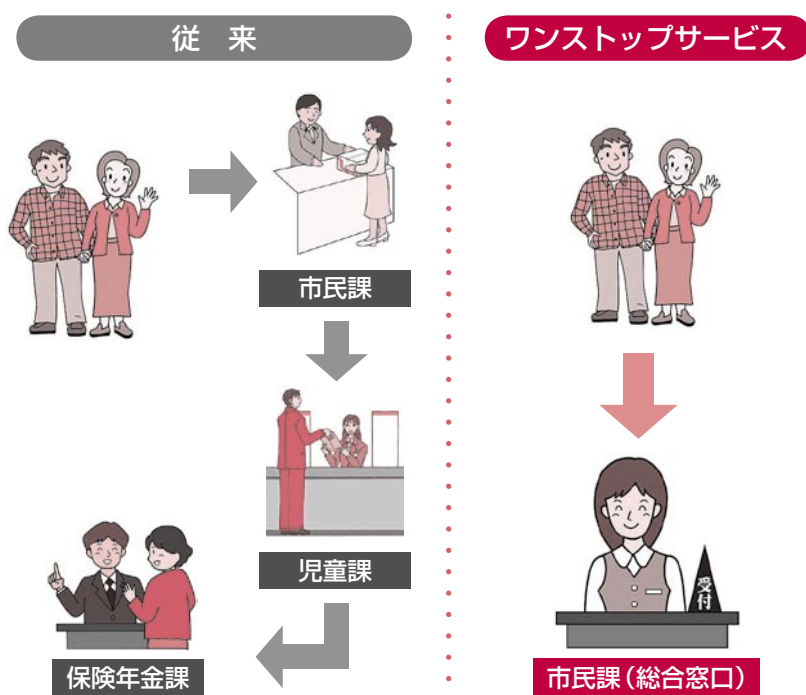
ワンストップサービスがスタート

7月1日から引越、出生、死亡、結婚、離婚などにより必要となる戸籍届出や住民の異動届出のほか、これと同時に必要となるさまざまな手続きを市民課の窓口で一度に行うことができる「ワンストップサービス（総合窓口）」がスタートします。

すべての手続きが一カ所でできます

従来は、お子さんが生まれた場合、市民課で出生届を提出し、児童課で子ども手当請求の手続き、保険年金課で子ども医療費受給者証交付申請の手続きをするなど市役所内のいくつかの部署へ移動していただく必要がありました。

しかし、今回のワンストップサービスの導入により、原則、市民課のみですべての手続きができるようになります。（一部の手続きにおいて、担当課へ行っていただく場合もあります）



各種税証明も市民課の窓口で発行します

各種税証明の発行についても、従来、税務収納課の税証明発行窓口で交付していましたが、このサービス導入後は、住民票の写しや印鑑登録証明と同様に市民課の証明発行窓口で交付します。（手書きの証明は、従来どおり税務収納課の税証明発行窓口となります）

